

「恵庭市いじめ防止基本方針」改定について

「恵庭市いじめ防止基本方針」につきまして、以下のとおり改定します。

1. 改定内容

理事者の再調査の要・不要の判断、及びその意思表明の制度化するため。

2. 改定日

令和7年4月に遡り改定(令和7年4月以降に報告したいじめの重大事態調査報告も対象とする)

3. 改定箇所 別紙のとおり

「第3章 重大事態への対処」のうち、「3 市長による再調査及び措置」の一部改正及び、「重大事態の調査」フロー図の差し替え